

西予市告示第 155 号

西予市税条例（平成 16 年西予市条例第 60 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 28 日以降に到来するものについては、その期限を別途西予市告示で定める日まで延長する。

令和 8 年 8 月 31 日

西予市長 管家 一夫

都道府県	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町